

（簡易湯沸設備）

第11条 入力12キロワット以下の湯沸設備（以下「簡易湯沸設備」という。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第6号及び第10号から第16号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成11年条例第8号〕、一部改正〔平成12年条例第50号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、入力12キロワット以下の湯沸設備の位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

従来のガス湯沸設備の規定は、瞬間ガス湯沸器など小規模のものを念頭に置いていたが、家庭用セントラルヒーティングなど規模の大きな湯沸設備の出現により、従来の規定では火災予防上不十分なものとなっていた。このことから、昭和48年の条例全部改正により、新たに本条として簡易湯沸設備、第12条として給湯湯沸設備に区分し、それぞれ基準を設けたものである。

【解説】

- 1 本条に規定する簡易湯沸設備は、入力12キロワット以下の湯沸設備で、その設置場所のみで湯を使用する形態ものをいう。
- 2 本条及び次条の湯沸設備は、大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいい、貯湯部が大気に解放されているもののほか、真空のものがある。
- 3 本条の簡易湯沸設備は、入力が12キロワット以下の湯沸設備であり、次条の給湯湯沸設備は、入力が12キロワットを超える湯沸設備である。
- 4 簡易湯沸設備を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	瞬間湯沸器のお湯をかけながら消臭スプレー缶に穴を開けガス抜きをしていたところ、滞留した可燃性ガスが湯沸器火により引火し、火災化する。	・可燃性ガスの蒸気の発生を防止する措置をとること。
□	台所に設置された固定式都市（天然）ガス瞬間湯沸器上部の排気口にキッチンタオルが落下したため、排気熱によって着火し、火災化する。	・可燃物の落下、接触を防止する措置をすること。

簡易湯沸設備による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該設備を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

- 5 本条は、第3条（炉）の規定が第1項第6号及び第10号から第16号まで、第2項第5号並びに第3項を除いて、簡易湯沸設備に準用されることを規定している。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第3条第1項第1号関係）
 - (2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第2号関係）
 - (3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第3号関係）

【第11条（簡易湯沸設備）】

- (4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。（第3条第1項第4号関係）
- (5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。（第3条第1項第5号関係）
- (6) 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。（第3条第1項第7号関係）
- (7) 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。（第3条第1項第8号関係）
- (8) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。（第3条第1項第9号関係）
- (9) 液体燃料を使用する簡易湯沸設備の燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのある簡易湯沸設備に係る異常燃焼を防止するための減圧装置の設置などを行うこと。（第3条第1項第18号関係）
- (10) 気体燃料を使用する簡易湯沸設備にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。（第3条第1項第19号関係）
- (11) 液体燃料又は気体燃料を使用する簡易湯沸設備にあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。（第3条第1項第19号の2関係）
- (12) 気体燃料を使用する簡易湯沸設備の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第1項第19号の3関係）
- (13) 電気を熱源とする簡易湯沸設備にあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。（第3条第1項第20号関係）
- (14) 簡易湯沸設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）
- (15) 簡易湯沸設備及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。（第3条第2項第2号関係）
- (16) 液体燃料を使用する簡易湯沸設備及び電気を熱源とする簡易湯沸設備にあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。（第3条第2項第3号関係）
- (17) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第3条第2項第4号関係）
- (18) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。（第3条第2項第6号関係）
- (19) その他液体燃料を使用する簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。（第3条第4項関係）
 - ア 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関すること。（第35条関係）
 - イ 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関すること。（第36条の2関係）
 - ウ 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の

【第11条（簡易湯沸設備）】

技術上の基準等に関すること。（第36条の3関係）

エ 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関すること。（第36条の3の2関係）

オ 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等に関すること。（第36条の4関係。ただし、第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。）

カ 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関すること。（第36条の5関係）

6 5（19）（第4項関係）は、灯油、重油その他の液体燃料を使用する簡易湯沸設備に係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項が、指定数量以上の場合は危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。

7 条例に定める簡易湯沸設備の離隔距離は、下表のとおりである。

種類		入力		距離（センチメートル）					
				上方	側方	前方	後方		
気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0
	壁掛け型、据置型			12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合		12キロワット以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合		12キロワット以下	15	15	15	15	
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5
半密閉式		12キロワット以下	—	4.5	—	4.5			
密閉式		常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	—	—	—	
		瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0	
壁掛け型、据置型			12キロワット以下	—	4.5	—	4.5		
屋外用		フードを付けない場合		12キロワット以下	30	—	—	—	
		フードを付ける場合		12キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外		12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃		12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		

備考

- （1）「気体燃料」、「液体燃料」とは、種類欄に掲げる設備又は器具が、それぞれ気体燃料、液体燃料を使用するものである場合をいう。
- （2）「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。
- （3）「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。

【第11条（簡易湯沸設備）】

- (4) 距離（センチメートル）欄の「ー」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。
- (5) 「開放式」とは、燃焼用の空気を屋外からとり、燃焼排ガスをそのまま屋内に排出するものをいう。
- (6) 「半密閉式」とは、燃焼用の空気を屋内からとり、燃焼排ガスを排気筒や排気用送風機等を用いて屋外に排出するものをいう。
- (7) 「密閉式」とは、屋外に突き出した給排気筒により、燃焼用の空気の入込みや燃焼排ガスの排出を行うものをいう。
- (8) 「フードを付ける場合」の距離は、簡易湯沸設備の上方からではなく、フード上方から計測する。